

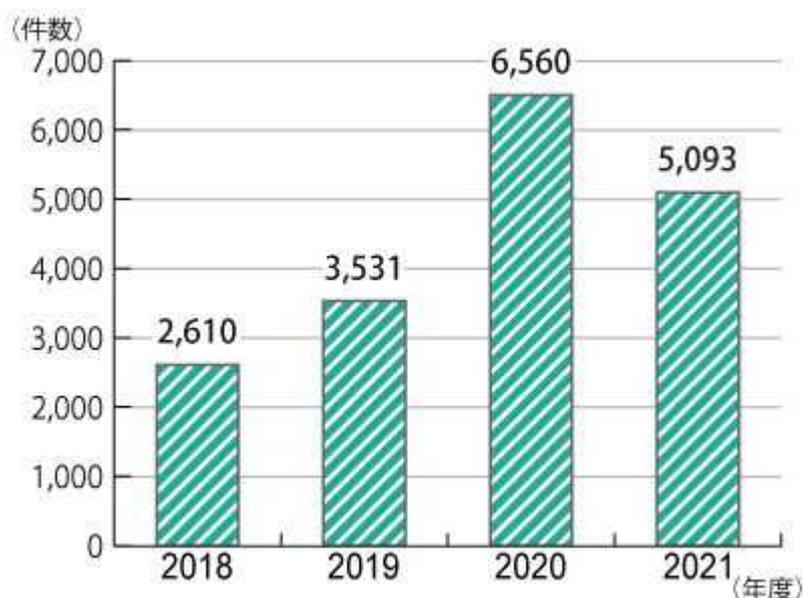
■保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意！

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が急増しています。

（*独立行政法人：国民生活センターHPより）

相談件数

「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービス（注2）の年度別件数（注3）



年度別相談件数：2018年度は2,610件、2019年度は3,531件、2020年度は6,560件、2021年度は5,093件です

（注1）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は2022年4月30日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

（注2）本資料では「集合住宅」「戸建住宅」「住宅構成材」「車庫」の修理に関する相談と保険金請求代行サービスのうち、特に相談の多い「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」による相談について「『保険金が使える』と勧誘する住宅修理サービス」とし、共済を利用した住宅修理に関する相談を含んでいる。

（注3）今回の公表に伴い集計方法の一部を見直した。

【消費者へのアドバイス】

○請求期限が迫っている等の勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう

申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます

うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等に相談しましょう

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆Facebookで暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

- ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・相談電話：097-534-0999

◇ **食品表示 110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- 相談電話：**097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、**お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望**と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

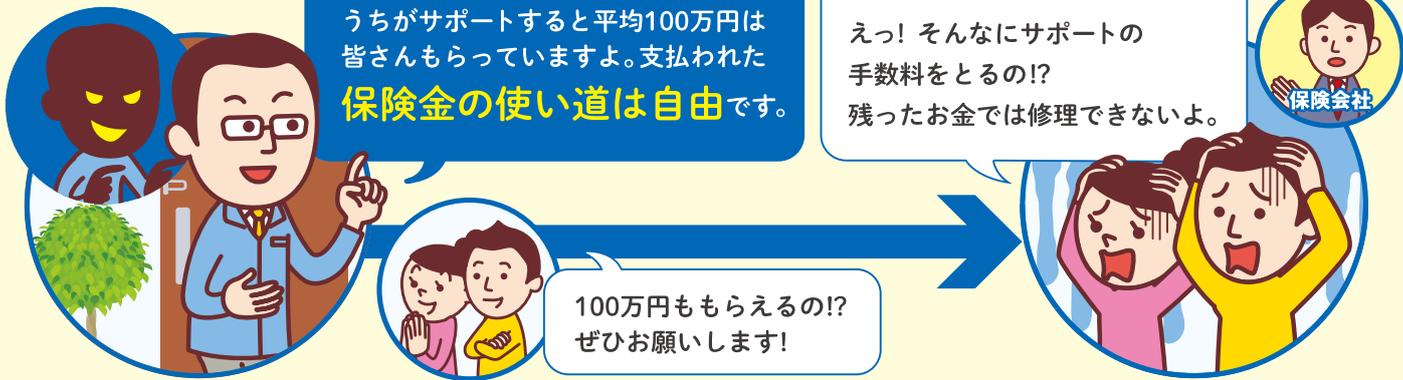
○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。

えっ! そんなにサポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。

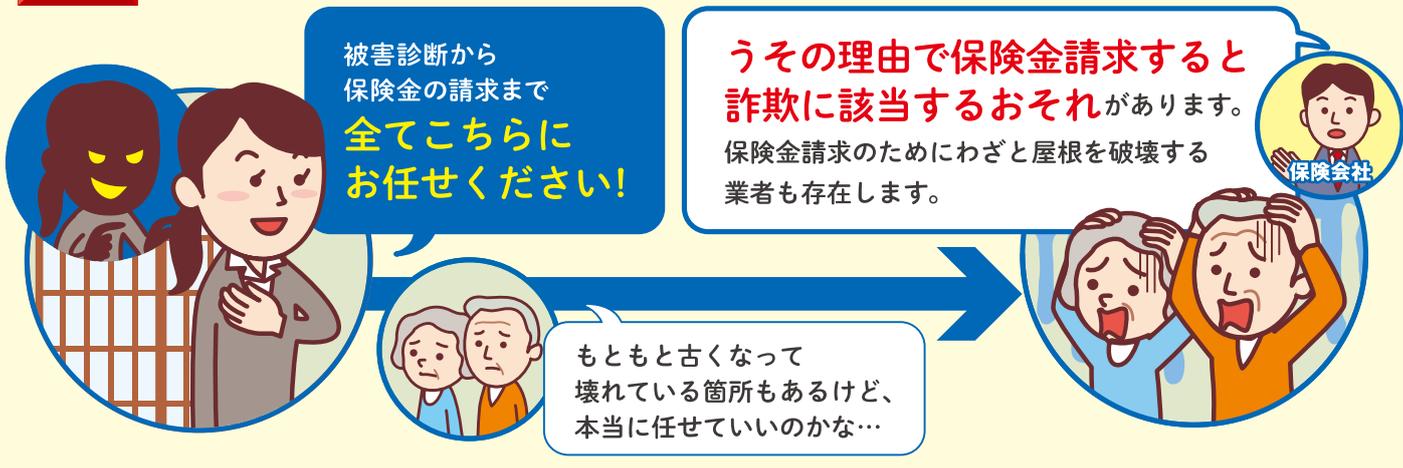
保険金は**手数料なし**で申請いただけます。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険会社

トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から保険金の請求まで**全てこちらにお任せください!**

うその理由で保険金請求すると**詐欺に該当するおそれ**があります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな...

保険会社

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

手数料は

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。かかりません!

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

台風や大雪による被害



地震による被害



必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書*

*修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

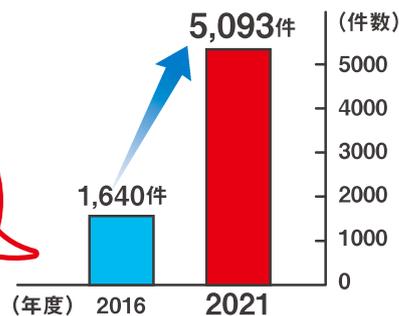
地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認ください。



トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約**3**倍に急増しています!



データは2022年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時のみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

損害保険に関する
ご相談はこちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料有料>

0570-022808

受付日:月~金曜(祝・休日および12月30日~1月4日除く)
受付時間:午前9時15分~午後5時

※電話リレーサービス、
IP電話からは
03-4332-5241へ
おかけください。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

契約
トラブルに
関する
ご相談先

い や や
188

身近な
消費生活相談窓口
につながります!

保険金詐欺の
通報は
こちらへ

保険金不正請求 ホットライン ふ せ い は つ う ほう

専用フリー
ダイヤル

0120-271-824